

# ○重度訪問介護サービス費

基本部分		注 重度障害者等の場合	注 障害支援区分6に該当する者の場合	注 2人の重度訪問介護従業者による場合	注 夜間もしくは早朝の場合又は深夜の場合	注 特定事業所加算	注 特別地域加算	注 緊急時対応加算(月2回を限度)	注 喀痰吸引等支援体制加算
イ 1時間未満	(183単位)	+15/100	+8.5/100	×200/100	夜間もしくは早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100	+15/100	1回につき100単位を加算	1人1日当たり100単位を加算
ロ 1時間以上1時間30分未満	(273単位)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(364単位)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(455単位)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(546単位)								
ヘ 3時間以上3時間30分未満	(636単位)								
ト 3時間30分以上4時間未満	(728単位)								
チ 4時間以上8時間未満	(813単位に30分を増すごとに+85単位)								
リ 8時間以上12時間未満	(1493単位に30分を増すごとに+85単位)								
ヌ 12時間以上16時間未満	(2168単位に30分を増すごとに+80単位)								
ル 16時間以上20時間未満	(2814単位に30分を増すごとに+86単位)								
ヲ 20時間以上24時間未満	(3496単位に30分を増すごとに+80単位)								
移動介護加算									
イ 1時間未満	(100単位を加算)								
ロ 1時間以上1時間30分未満	(125単位を加算)								
ハ 1時間30分以上2時間未満	(150単位を加算)								
ニ 2時間以上2時間30分未満	(175単位を加算)								
ホ 2時間30分以上3時間未満	(200単位を加算)								
ヘ 3時間以上	(250単位を加算)								
初回加算	(1月につき200単位を加算)								
利用者負担上限額管理加算(月1回を限度)	(1回につき150単位を加算)								
行動障害支援連携加算(30日の間、1回を限度)	(1回につき584単位を加算)								
福祉・介護職員処遇改善加算	イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×192/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善特別加算と選択することし、併給不可							
	ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×140/1000)								
	ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×78/1000)								
	ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +ハの90/100)								
	ホ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +ハの80/100)								
福祉・介護職員処遇改善特別加算	(1月につき +所定単位×26/1000)	注1 所定単位は、基本報酬及び各加算(福祉・介護職員処遇改善加算・福祉・介護職員処遇改善特別加算を除く)を算定した単位数の合計 注2 福祉・介護職員処遇改善加算と選択することし、併給不可							